

会 長	事務局長	主 幹	主 査	係	合 議

令和 8 年第 6 回 湧別町農業員会総会議事録					
1. 会 期	令和 8 年 6 月 3 0 日 (火)			1 3 時 3 0 分	開会
				1 4 時 0 0 分	閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2 階大会議室				
3. 議 件					
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について				
日 程 第 2	会期の決定について				
日 程 第 3	諸般の報告について				
日 程 第 4	議案第 1 号 現況証明願いについて				
日 程 第 5	議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について				
日 程 第 6	議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について				
日 程 第 7	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について				
日 程 第 8	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 2 2 条第 1 項の規定による農用地の買入協議について				
日 程 第 9	議案第 6 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について				

4. 委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠 席 委 員			
18 追永 直哉			
6. 事 務 局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 石山 飛翔			

議 長	定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年第 6 回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、24 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により、24 番 松下委員及び 2 番 佐藤委員を指名します。 日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。 日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和 8 年 5 月 27 日に開催されました、令和 8 年第 5 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 6 月 1 日 東京都千代田区 星稜会館において、北海道選出国會議員要請集会を開催し、これに渡辺委員が出席しております。 6 月 2 日 東京都西東京市 東京大学大学院 農学生命科学研究科において、オホーツク農業委員会連合会 会長・事務局長研修会、同日、東京都文京区 文京シビックホールにおいて、令和 8 年度全国農業委員会会長大会が開催され、これに渡辺委員が出席しております。 なお、これら東京都での用務について、当初、吉村会長が出席予定でしたが、吉村会長が急遽出席できなくなったことから、吉村会長、松下代行協議の上、渡辺委員に出席を願ったものです。 6 月 5 日 役場上湧別庁舎 2 階会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに渡辺委員、安藤委員が出席しております。 6 月 18 日 第 2 回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。

議 長 事務局	6月22日 コミュニティセンター1階中会議室において、畑かん加入地の負担金の取り扱いに関する協議が開催され、これに吉村会長が出席しております。 6月25日 札幌市 第2水産ビルにおいて、北海道農業会議第101回総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 6月26日 札幌市 第2水産ビルにおいて、第47回北海道農業者年金協議会総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 本日、令和8年第6回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。 日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。 議案書2ページをご覧ください。 議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。 内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。 その1、証明願出人・所有者は芭露 ○○○○さんです。土地の所在ですが芭露○○○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は47,679㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は島田委員、久保委員、追永委員です。 (別冊資料1ページにより位置説明) 続きまして、議案書4ページをご覧ください。 その2、証明願出人・所有者は遠軽町 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○番○で地目は、公簿が牧場、現況が農地・採草放牧地以外、面積は3,290㎡で利用状況は山林です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。 (別冊資料2ページにより位置説明) 続きまして、議案書5ページをご覧ください。 その3、証明願出人・所有者は遠軽町 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○○番で地目は公簿が原野、現況が農地・採草放牧地以外、面積は11,894㎡で利用状況は原野です。申請の理
-----------------------	---

	由につきましては、台帳補正のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。 (別冊資料 3 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 1 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書 6 ページをご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において 3 件の合意解約が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書 7 ページをご覧ください。 番号 1 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外 2 筆で合計面積は 10,975㎡です。利用権の期限は令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 6 月 24 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 10・14 ページにより位置説明) 番号 2 番、利用権の設定をした者は開盛 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番 外 1 筆で合計面積は 49,933㎡です。利用権の期限は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年間として受けて

	いましたが、賃借人の都合により令和8年6月23日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料4ページにより位置説明) 番号3番、利用権の設定をした者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番○ 外8筆で合計面積は36,640㎡です。利用権の期限は令和14年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年6月23日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料4ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書8ページをご覧ください。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、回答がなされた期日以降に、農地法第4条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。 また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議する。 内容の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。 番号1番、申請者が北兵村一区 ○○○○さんです。土地の所在は北兵村一区○○○番○で面積は1,560㎡です。申請理由につきま

	してはD型倉庫建設のためです。事業費は3,300,000円です。 (別冊資料5ページにより位置説明) 議案書10ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書11ページをご覧ください。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。 また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書12ページをご覧ください。 番号1番、譲渡人は川西 ○○○○さん、譲受人は川西 ○○○○さんです。土地の所在は川西○○○番○○で面積は494㎡です。転用目的は車庫の建築、通路整備のためであり、事業費は3,564,000円です。 (別冊資料6ページにより位置説明) 議案書13ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 以上で説明を終わります。

議 長	これから議案第４号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第８、議案第５号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書１４ページをご覧ください。 議案第５号、農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議について。農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定に基づき、農地の所有者から所有権移転に係るあっせんの申し出があった別紙農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められているので、同公社に買入協議を行う通知をされるよう同法第２２条の２第２項により湧別町長に要請するものです。 内容の説明をしますので、議案書１５ページをご覧ください。 番号１番、あっせん申出者は、川西 ○○○○さんです。買入協議の必要な土地の所在は、川西○○○番 外７筆で合計面積は８８，９１９㎡であり、利用目的は普通畑です。利用権設定等の種類は所有権で成立する法律関係は売買となります。あっせん申し出を受けた日は、令和８年４月７日となっており、買入協議が必要な理由としては農用地の買入価格において協議の結果不調のためです。 (別冊資料７ページにより位置説明) 番号２番、あっせん申出者は、旭川市 ○○○○さんです。買入協議の必要な土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外２５筆で合計面積は１３７，６５７㎡であり、利用目的は普通畑です。利用権設定等の種類は所有権で成立する法律関係は売買となります。あっせん申し出を受けた日は、令和８年６月５日となっており、買入協議が必要な理由としては農用地の買入価格において協議の結果不調のためです。 (別冊資料８ページにより位置説明)

	以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 5 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第 9、議案第 6 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書 1 6 ページをご覧ください。 議案第 6 号、農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。 また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法 1 8 条第 1 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとしします。 内容の説明をしますので、議案書 1 7 ページをご覧ください。農地売買等事業(即売タイプ)による所有権移転になります。 番号 1 番、所有権の設定をする者は川西 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札富美 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、川西○○○番○で面積は 2, 4 9 6 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日で、対価の支払い時期につきましては令和 8 年 8 月 2 0 日となっており、売買価格は 1 0 0, 0 0 0 円です。 (別冊資料 9 ページにより位置説明) 番号 2 番、所有権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は 6, 8 3 8 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日

で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月20日となっており、売買価格は1,367,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号3番、所有権の設定をする者は富美〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は富美〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、富美〇〇〇番〇 外10筆で合計面積は32,337㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月20日となっており、売買価格は3,213,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、議案書18ページをご覧ください。農地売買等事業(貸付タイプ)による所有権移転になります。

番号1番、所有権の設定をする者は川西〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、川西233番 外3筆で合計面積は78,931㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は7,893,000円です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号2番、所有権の設定をする者は中湧別南町〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番で面積は5,956㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は1,191,000円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号3番、所有権の設定をする者は南兵村三区〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番〇 外2筆で合計面積は8,140㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は1,628,000円です。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号4番、所有権の設定をする者は南兵村三区〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外1筆で合計面積は7,273㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14

日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は1,454,000円です。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号5番、所有権の設定をする者は南兵村三区〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇〇番〇で面積は3,634㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は545,000円です。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号6番、所有権の設定をする者は南兵村三区〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外3筆で合計面積は30,141㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は4,371,000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号7番、所有権の設定をする者は遠軽町〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外1筆で合計面積は13,342㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は1,951,000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号8番、所有権の設定をする者は南兵村三区〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外2筆で合計面積は23,000㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は3,450,000円です。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号9番、所有権の設定をする者は南兵村三区〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は札幌市〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外1筆で合計面積は32,821㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は4,923,000円です。

(別冊資料 1 8 ページにより位置説明)

続きまして、議案書 1 9 ページをご覧ください。

番号 1 0 番、所有権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 2 筆で合計面積は 1 1, 6 6 6 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日で、対価の支払い時期につきましては令和 8 年 8 月 3 1 日となっており、売買価格は 1, 7 4 9, 0 0 0 円です。

(別冊資料 1 9 ページにより位置説明)

番号 1 1 番、所有権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 1 筆で合計面積は 2 3, 0 6 8 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日で、対価の支払い時期につきましては令和 8 年 8 月 3 1 日となっており、売買価格は 3, 4 6 0, 0 0 0 円です。

(別冊資料 2 0 ページにより位置説明)

番号 1 2 番、所有権の設定をする者は中湧別南町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 1 筆で合計面積は 1 7, 3 3 1 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日で、対価の支払い時期につきましては令和 8 年 8 月 3 1 日となっており、売買価格は 2, 5 9 9, 0 0 0 円です。

(別冊資料 2 1 ページにより位置説明)

番号 1 3 番、所有権の設定をする者は遠軽町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は 2, 2 5 9 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日で、対価の支払い時期につきましては令和 8 年 8 月 3 1 日となっており、売買価格は 3 3 8, 0 0 0 円です。

(別冊資料 2 2 ページにより位置説明)

番号 1 4 番、所有権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外 1 筆で合計面積は 3 9, 5 6 9 m²であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 8 年 7 月 1 4 日で、対価の支払い時期につきましては令和 8 年 8 月 3 1 日となっており、売買価格は 5, 9 3 5, 0 0 0 円です。

(別冊資料 2 3 ページにより位置説明)

番号15番、所有権の設定をする者は開盛 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、富美○○○番 外1筆で合計面積は49,933㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は4,643,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号16番、所有権の設定をする者は開盛 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、富美○○○番 外1筆で合計面積は10,485㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年7月14日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月31日となっており、売買価格は1,048,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、議案書20ページをご覧ください。賃借権の一時貸付となります。

番号1番、利用権の設定をする者は札幌市 ○○○○、利用権の設定を受ける者は錦町 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○○番 外4筆で合計面積は98,504㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年7月14日から令和18年3月11日の10年間で、金額は年137,900円です。

(別冊資料24ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は札幌市 ○○○○、利用権の設定を受ける者は錦町 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○○番 外2筆で合計面積は14,921㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年7月14日から令和18年3月11日の10年間で、金額は年20,880円です。

(別冊資料24ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は札幌市 ○○○○、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番 外3筆で合計面積は119,710㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年7月14日から令和18年3月11日の10年間で、金額は年119,710円です。

(別冊資料25ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は札幌市 ○○○○、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、

	福島〇〇〇番 外3筆で合計面積は19,711㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年7月14日から令和18年3月11日の10年間で、金額は年11,820円です。 (別冊資料26ページにより位置説明) 番号5番、利用権の設定をする者は札幌市 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は計呂地 〇〇〇〇です。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地〇〇〇番〇 外44筆で合計面積は202,103㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年7月14日から令和18年2月8日の10年間で、金額は年94,290円です。 (別冊資料27～29ページにより位置説明) 番号6番、利用権の設定をする者は札幌市 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は計呂地 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地〇〇〇番〇 外14筆で合計面積は141,953㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年7月14日から令和18年2月8日の10年間で、金額は年73,580円です。 (別冊資料30ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第6号の議案について質疑を行います。 先に18ページ1番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、12番 中原委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (中原委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから18ページ1番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。12番 中原委員の制限を解きます。暫時休憩します。

	(中原委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。 これから、議案第6号の残りの議案について質疑を行います。質疑 ございませんか。
委員一同	(なしとの声) 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定す ることにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし た。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和8年第6回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉 会 14時00分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証す るため、ここに署名する。 議 長 署名委員 署名委員